

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-167467

(P2004-167467A)

(43) 公開日 平成16年6月17日(2004.6.17)

(51) Int. Cl.⁷

C02F 1/68

F 1

C O 2 F 1/68 5 1 0 B
 C O 2 F 1/68 5 2 0 B
 C O 2 F 1/68 5 2 0 K
 C O 2 F 1/68 5 3 0 A

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2002-369039 (P2002-369039)
 (22) 出願日 平成14年11月15日 (2002.11.15)

(71) 出願人 399042812
 ライディック株式会社
 大阪府大阪市都島区片町1丁目5番13号
 大手前センチュリービル
 (72) 発明者 小田 進一
 大阪府大阪市都島区片町1丁目5番13号
 大手前センチュリービル ライディック
 株式会社内

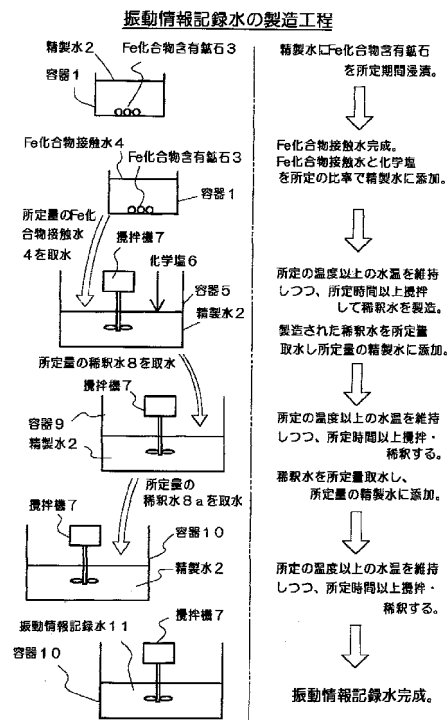
(54) 【発明の名称】 振動情報記録水

(57) 【要約】

【課題】 振動情報を長期安定的に、精密に記録する媒体としての振動情報記録水を、工業的に量産することが出来るものである。

【解決手段】 精製水に F e 化合物含有鉱石を所定期間浸漬させて F e 化合物接触水を製造し、その後所定量の精製水に F e 化合物接触水と化学塩とを所定の比率で添加して希釈・攪拌することにより振動情報記録水を製造することにある。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】

【請求項1】

振動情報の記録媒体として用いられることを主たる目的とする素材であり、Fe化合物含有鉱石を所定期間接触させた精製水と塩化ナトリウムで構成される振動情報記録水。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、物質（生命体を含む）が持つ固有の振動情報を記録し、長期安定的に保存する振動情報記録媒体として用いられる振動情報記録水に関する。

【0002】

【従来技術】

古くから、物質の「性質」をあらわす「情報」だけを水に記憶させ、その「情報」を治療に活用する、という考え方が存在する。その顕著な例としては、19世紀初頭にドイツのハーネマン（Samuel Hahnemann）により始められたホメオパシー医療があり、近年特にその利用者が増加している。

【0003】

ホメオパシーの基本的な考え方は以下の通りである。例えばある薬草の抽出液を水で希釈し、その希釈を繰り返していくと、やがて薬草の分子は統計的には一分子もなくなり、その薬草の性質をあらわす「情報」だけが水に残る。その水を患者に投与すると、薬草と同じ効果が患者の身体に表れる、というものである。

【0004】

上記水の性質は、200年もの間に蓄積されたホメオパシー治療における膨大な量の臨床結果が裏付けている。

【0005】

而して、ここにいう「情報」の実体についての理論的説明は諸説紛々のままだが、共通項として、物質あるいは生体内に存在する「電子レベルの振動」として捉えられている点で多くの学者等の意見は近年おおむね一致している（以下、情報を「振動情報」という）。

【0006】

尚、この振動情報を、電気的装置を用いて制御するという発想の技術は、古くから存在しており、例えば、1950年代からドイツを中心に広められたEAV（Electronic Acupuncture according to Dr. Voll）という診断・治療装置が代表例として挙げられる。

【0007】

ドイツでは現在、数多くの種類のEAVが開発され、実際の医療現場でも活用されている。これに対し米国では、EAVと技術的背景を同じくする振動情報の計測装置（MRA：Magnetic Resonance Analyzer）が1989年にウェINSTOCK（Ronald J. Weinstock）により開発され、我が国でも特開平6-130008号公報で確認することができる。又水に振動情報を記録させる装置の一実施例としては、実登3010129号公報に示す生体情報転写器が挙げられる。

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記前者及び後者の装置を用いた場合であっても、下記に示すような問題が生じていた。

【0009】

即ち、上記前者の振動情報計測装置で生体を計測する場合、「ある程度の正確性」は確保できるものの、厳密な定点計測は不可能であった。

【0010】

尚、水を振動情報の記録媒体として用いるという発想は、ホメオパシーにおいても採用されている。上記後者の生体情報転写器を用いて水に振動情報を記録させることで定点計測は可能となるが、水の情報保持能力において課題が残る。なぜならば、水を振動情報の記

10

20

30

40

50

録媒体として用いる場合、水は振動情報の「受信」、「固定」、「伝達」能力をすべて持ち合わせてはいるものの、受信能力と固定能力については不安定であり、水に一旦記録された振動情報は、経時変化を起こすこと、及び温度変化などの外的要因により容易に変化し、水を沸騰させるとゼロになることが周知の事実として知られている。

【0011】

又、水の他に、振動情報の重要な伝達機能を持つことが知られているのが、鉱石（ミネラル）と塩であり、鉱石は「受信」能力に長けており、塩は一旦受信した振動情報を「固定」する性質を持っている。

【0012】

よって、湧き水等、自然界の水には、水の他に微量のミネラル分（塩化ナトリウムを含む）が含有しており、その意味では受信、固定、伝達のための三要素がすべて揃っているといえる。

【0013】

しかしながら、自然界の水はそのミネラルのバランスにより振動情報記録能力に偏差があることが各種試験によって確認されており、よって、自然界の水は、分析目的又は産業応用を目的として精密に振動情報を記録する記録媒体としては不完全であり不適切なものであった。

【0014】

而して、本発明は、生体のある時点の状態を「振動情報」として極めて簡単且つ確実に、しかも一旦記録した振動情報を変化させることなく長期間保存することが出来る振動情報記録水を提供することを課題とするものである。

【0015】

【課題を解決するための手段】

即ち、本発明は上記課題を解決すべくなされたものであり、請求項1にかかる発明は、振動情報記録媒体として用いられる振動情報記録水が、精製水にFe化合物含有鉱石を所定期間接触させて得られるFe化合物接触水と塩化ナトリウムを所定の比率で混合し、精製水により所定の倍率で希釈・攪拌して得られるものである。

【0016】

よって、鉱石の一種であるFe化合物含有鉱石が持つ、安定的に高い振動情報の受信機能を用いると共に、その成分を精製水に抽出させるという方法をとらず、精製水に一定期間接触させることでFe化合物含有鉱石の影響を水に刷り込むことが出来るという利点がある。

【0017】

更に、天然塩は塩化ナトリウム（NaCl）の他に雑多なミネラル分が含有されているため、厳密なミネラルバランスを実現するためには、他のミネラル分を含まない化学塩を使用する必要がある。

【0018】

よって、本発明では、他のミネラル分を含まない純度の高い化学塩（日本薬局方：JISK8005の塩化ナトリウムNaCl - 純度99.98%）を用いることで振動情報を安定した状態で受信できるという利点がある。

【0019】

更に、本発明では、一般の水道水や自然界の水ではなく精製水が用いられる。即ち、水道水は、殺菌・消毒のために塩素が加えられており、また、他に雑多な化学物質が微量ではあるが残留していることから振動情報の受信能力と固定能力は極めて不安定である。

【0020】

ミネラルウォーターは、自然界の水を煮沸滅菌したもので、多種多様なミネラル分がそのまま残留しており、このため水道水やミネラルウォーターは、本発明の振動情報記録水の原料として用いることは好ましくない。

【0021】

蒸留水は蒸留製造装置により水を加熱して発生した水蒸気を冷却することによりつくられ

た水であるが、厳密には不要なミネラル分を十分に排除できない場合がある。

【0022】

従って、叙上の様な理由から、本発明では、イオン交換樹脂を通した純水を蒸留した精製水を用いることで、正確なミネラルのバランス配合を実現することが可能になるという利点がある。

【0023】

【発明の実施の形態】

以下、本発明における振動情報記録水を実際に製造する場合の一実施形態を図面に従って説明する。

【0024】

図1は、本発明における振動情報記録水の製造工程を模式図で示したものであり、かかる工程では初めにFe化合物接触水4を製造することから始まる。

【0025】

Fe化合物接触水4の製造は、小型の容器1内に精製水2を入れ、これにFe化合物含有鉱石（実施形態では赤鉄鉱を用いるが、この際、水と接触する赤鉄鉱の表面を研磨・鏡面仕上げにしておく必要がある。）3を長期間自然放置状態で浸漬させるものである。

【0026】

この場合、1,000mlの精製水2に対して、30~300gのFe化合物含有鉱石3を6~15ヶ月という長期間に渡って浸漬させる。

【0027】

このように、Fe化合物含有鉱石3を精製水2内に長期間に渡って浸漬させることにより、Fe化合物含有鉱石3が本来有しているFe化合物の影響が刷り込まれたFe化合物接触水4を製造することが出来る。

【0028】

続いて、Fe化合物接触水と塩化ナトリウムを所定の比率で混合し、精製水により所定の倍率で希釈・攪拌するのであるが、先ず、上記の如く得られたFe化合物接触水4を1~15ml取水し、その後かかる容量に対して化学塩（日本薬局方：JISK8005の塩化ナトリウムNaCl-純度99.98%）を10g準備する。

【0029】

次に、容器5に精製水2を10,000ml溜めると共に、上記1~15mlのFe化合物接と10gの化学塩6を添加し、35以上の水温を維持しつつ、攪拌機7を用いて168時間以上攪拌する。

【0030】

その後、上記の如く35以上の水温で、且つ168時間以上攪拌して得られた希釈水8を10mlだけ取水し、容器9に溜めた10,000mlの精製水に添加し、上記同様35以上の水温を維持しつつ、攪拌機7を用いて168時間以上攪拌する。

【0031】

次に、上記工程で得られた希釈水8aを再び10mlだけ取水し、容器10に溜めた10,000mlの精製水に添加し、再度35以上の水温を維持しつつ、攪拌機7を用いて168時間以上攪拌する。

【0032】

これにより、1~15mlのFe化合物接触水4と10gの化学塩10gを精製水により10の9乗倍の希釈倍率で希釈したことになるが、この時点で振動情報記録水11が完成する。

【0033】

従って、上記工程にて得られる振動情報記録水11によれば、鉱石の一種であるFe化合物含有鉱石3が持つ、安定的に高い振動情報の受信機能を用いると共に、その成分を精製水に抽出させるという方法をとらず、精製水に一定期間接触させることでFe化合物含有鉱石3の影響を水に刷り込むことが出来るという利点がある。

【0034】

10

20

30

40

50

更に、上記工程にて得られる振動情報記録水 1 1 は、他のミネラル分を含まない純度の高い化学塩 6 を用いることにより振動情報を安定した状態で受信できるという利点がある。

【 0 0 3 5 】

更に、上記工程にて得られる振動情報記録水 1 1 は、一般の水道水や自然界の水ではなく精製水を用いることで、正確なミネラルのバランス配合を実現することが可能になるという利点がある。

【 0 0 3 6 】

【 発明の効果 】

叙上のように、本発明による振動情報記録媒体として用いられる振動情報記録水によれば、工業的に製造された精製水と化学塩及び F e 化合物含有鉱石を用いて製造する技術を採用しているため、振動情報記録水内に不純物等による混じりやミネラルバランスの偏り等の不都合が生じることが一切無く、よって生体のある時点の状態を「振動情報」として極めて簡単且つ確実に、しかも一旦記録した振動情報を変化させることなく長期間保存することが出来るという極めて高品質の振動情報記録水を簡単且つ大量に、しかも工業ベースに乗って安価に作り出すことができるという格別な効果を奏するに至った。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明における振動情報記録水の製造工程を示した模式図。

【 符号の説明 】

- 1 ... 容器
- 2 ... 精製水
- 3 ... F e 化合物含有鉱石
- 4 ... F e 化合物接触水
- 5 ... 容器
- 6 ... 化学塩
- 7 ... 攪拌機
- 8 , 8 a ... 希釈水
- 9 ... 容器
- 1 0 ... 容器
- 1 1 ... 振動情報記録水

20

【 図 1 】

振動情報記録水の製造工程

